

令和3年度 第1回白井市地域福祉計画策定等委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年6月29日（火）午後1時30分から2時50分まで
- 2 開催場所 白井市保健福祉センター2階 検診室
- 3 出席者 高尾委員長、松本副委員長、伊藤委員、入江委員、岩田委員、遠田委員、久保委員、黒添委員、小西委員、柴委員、白石委員、根本委員、山口委員、渡辺委員
- 4 欠席者 森谷委員
- 5 事務局 笠井市長（挨拶）、村越社会福祉課長、石田係長、村田主査補
- 6 傍聴者 2名
- 7 資料 ①計画の体系
②第1回白井市地域福祉計画策定等委員会 委員からの意見一覧
③白井市地域福祉計画策定等委員会 概要
④白井市附属機関条例（一部抜粋）
⑤市の計画体系
⑥「地域共生社会」の実現に向けた検討の背景及びこれまでの経緯
⑦平成31年度白井市第2次地域福祉計画事業の評価

8 議 事

I 開会

II 委嘱状交付

（1）委嘱状交付（机上交付）

（任期：令和3年6月1日～令和6年5月31日）

（2）市長あいさつ

笠井市長より、あいさつを行った。

（3）委員自己紹介

出席委員が自己紹介を行った。

III 第1回白井市地域福祉計画策定等委員会

○事務局 本日の出席委員は14名であり、委員の半数以上が出席しているので、本日の会議は成立する。

本日の議題については、白井市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開とし、内容については録音しているのでご了解願う。

（議題1「委員長・副委員長の選任について」の議事までを、事務局が進行。）

(1) 委員長・副委員長の選任について

委員の互選により、高尾委員長と松本副委員長が選任された。

(以降、委員長が議事進行を行った。)

(2) 白井市第2次地域福祉計画の一部見直しについて

○事務局 白井市第2次地域福祉計画の一部見直しについて説明いたします。

初めに、地域福祉計画計画の位置づけと、計画に位置づく保健・福祉の個別計画の関係等について、説明をさせていただきます。

本日机に置かせていただきました追加資料1「計画の体系」をご覧ください。

白井市第2次地域福祉計画は、白井市第5次総合計画の健康・福祉分野で策定される個別計画の指針となる基幹計画です。そのため、本計画は、総合計画の将来像を健康・福祉の分野から実現するための計画であるとともに、健康・福祉分野の個別計画におけるめざすべき姿を指し示す役割を担っています。

体系の右側、基本方針は、健康づくり、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、地域福祉の5つに分かれており、各項目に位置づく個別計画の担当課と担当する附属機関等で事業の年度単位での評価や、新たな計画の策定、計画の進捗管理等を行っているところです。

繰り返しになりますが、地域福祉計画は、健康・福祉の個別計画を、地域での支え合いという視点から横断的につなぎ、豊かな地域社会を形成していくための基幹計画となります。

なお、追加資料1一番下にあります白井市社会福祉協議会が策定する「白井市地域福祉活動計画」は、本計画とめざす姿や取組を共有し、協働で進めていくこととしております。

では、白井市第2次地域福祉計画の一部見直しについて、3つの事項について順に説明させていただきます。

会議資料の2ページをご覧ください。

一つ目に、「包括的な支援体制づくりに関する事項の追加」について説明いたします。

平成29年度から計画に基づき取組を進める中で、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法により、地域住民の暮らしに関わる個々の地域生活課題に対する包括的な支援体制の整備に努めるとされました。

市においても、高齢者、生活困窮者などの相談支援件数は年々増えており、その相談内容は多様化・複合化・複雑化していることから、子育てや障がいなども含め、より広範囲で包括的な連携体制をつくり支援していくことが必要であると捉えております。

また近年における、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなどの新しい問題にも対応していく必要が生じているところで、庁内関係各課においても連携強化の必要性を共有しているところです。

このようなことから、地域福祉計画の基本方針の「IV-5 地域福祉」と施策に「包括

的な支援体制づくり」に関する事項について、新たに位置づけて取組を進めたいと考えています。

二つ目に、第2次地域福祉計画策定後に新たに市で策定した自殺対策計画について説明いたします。

近年、全国的に自殺者数が増加する中、市においては、国や県平均と比べて自殺率が高い状況ではありませんが、年間10人前後の尊い命が失われている現状があります。

このため、市では「誰も自殺に追い込まれることのない白井市の実現」を目指し、市民とともに行政や関係団体・機関などが協力して、自殺対策に取り組むため、平成31年3月に第2次しろい健康プランの4つ目の計画として白井市自殺対策計画を策定し、取組を進めているところです。

なお、本件につきましては、事前に委員から、ご意見をいただいております。

本日の追加資料2をご覧ください。

自殺対策として、身近な地域で支え手となる市民を育成し、地域における見守り体制を強化するため、ゲートキーパー養成講座を一般市民向けに開催してはどうかというご意見をいただきました。

市としても、ゲートキーパーの担う役割は大変重要であると捉えており、市で自殺対策計画を策定した平成31年度以降、地域の相談役となっている民生委員や母子保健推進員などから順にゲートキーパー養成講座を受講していただいているところです。

今後は、ゲートキーパー養成講座を実施する指導員や講師の育成も行なってまいります。ご意見、ありがとうございました。

以上のことを踏まえ、平成31年3月に新たに策定した自殺対策計画について、地域福祉計画書の基本方針「IV-1 健康づくり」に新たに位置づけたと考えています。

三つ目に、第2次地域福祉計画策定後に、健康・福祉関連の個別計画等の策定及び改定の内容と本計画との整合について説明いたします。

地域福祉計画に位置づく個別計画を担当する課等に確認いたしましたところ、新たな計画の策定や改定の際には第2次地域福祉計画との整合を保ち策定・修正等を行っているため、地域福祉計画そのものを修正すべき内容はないとの回答を得ております。

以上3つの事項を説明させていただきました。

まとめますと、第2次地域福祉計画の一部見直しを実施するに当たり、先ほど説明いたしました「包括的な支援体制づくり」及び「自殺対策の推進」の2点を新たに追加することとし、これまで行ってきた取組を含め、計画の最終年度となります令和7年度に向けて着実に進めてまいりたいと考えています。

続いて、資料3ページをご覧ください。

4 第2次地域福祉計画の一部見直しに関するスケジュール、5 実施計画の策定について スケジュールを御覧いただきながら説明いたします。

実施計画の策定についてということで、スケジュールを御覧いただきながら説明させていただきます。

本日の第1回会議の結果を受けて、計画の一部見直し案の作成及び実施計画の地域福祉に関する施策に係る主な取組の令和4年から令和7年、計画の最終年度までの版の案を作成し、次回の会議で御審議いただきたいと考えております。

その後、計画の一部見直しに関するパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの結果と、実施計画の地域福祉に関する施策に関わる主な取組の決定について、第3回目の会議で御審議いただく予定となっております。

事務局からの説明が長くなりましたが、以上、議題2について、事務局より説明をさせていただきます。

○委員長 それでは、ただいま第2次地域福祉計画の一部見直しについて説明をしていただきましたけれども、内容につきまして、質問、確認、御意見を頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

どうぞ。

○委員 スケジュールの5月に、町内各課、関係機関及び地域福祉団体に対する聞き取り調査というのがあるのですが、それは代表の方だけの聞き取り調査なのか、実際に現場で、例えば、地域福祉団体と言いますと、これは民生委員さんなどもいるのですけれども、民生委員さんのトップの方の聞き取り調査なのか、何人かの声なのか。あと例えば、学童保育さんは、企業さんが今持っていますよね。だから、企業に聞くのか、現場で働いている職員に聞くのかでは全然違ってくると思うので、その辺の調査の方法を教えてください。

○委員長 事務局で説明してください。

○事務局 関係各課のヒアリングにつきましては、分かる範囲ではあるのですが、こちらのほうに位置づいている個別計画の担当者等に話を事前に伺って、確認を取っているところでございます。

また、関係団体につきましては、全ての団体にお伺いすることはできなかったのですが、事務局が、民生委員さんであったり、自治会長さんであったりというところで、実際に地域に出られている方に様子を伺うため、個別にお声を掛けさせていただきお話を伺う形で実施いたしました。

実際に民生委員さんから、昨年度はコロナウイルスの影響で、皆さんが怖がってしまい地域でのお話の場や、お困り事を伺うことが難しく、お邪魔する側も、伺う側も厳しかったのですが、今年度になってからは、先ほど市長もお話しましたように、ワクチンの接種というところのキーワード等もございまして、お声掛けにより少し表に出てきてくださったりで、少しずつではありますが、活動しやすくなったというお声も直接伺いました。そういった形で進めております。

もう一点、学童保育の企業の方についてなのですが、こちらについては、企業の方に直接お話を伺うという機会がなかったものですので、申し訳ございませんが、担当課レベルのお話というところまでで済んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長 どうぞ。

○委員 企業さんが受注して、その企業さんから雇われている職員さんがいるのです。そうすると、その職員さんと市の職員のコンタクトが、あまりないみたいなので、ちょっとしたことで誤解が生じたりというのを聞きましたので。会社側は、市から言われて、吸い上げた意見を市にも反映しているのしょうけれども、会社は会社で、あまり強く言うと指定管理を取り下げられるのではないかという不安があって、なかなかダイレクトな話を持っていけないというのがあるみたいなので、その辺は誤解がないように、現場の働いている職員さんの声も聞きに行くということは大切だと思います。

○委員長 事務局のほうから。

○事務局 御意見ありがとうございます。

今のお話等も伺いまして、今後、検討させていただきたいと思います。

○委員長 委員、それでいいですか。

○委員 はい。

○委員長 ほかに御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがですか。

よろしいですか。

一部見直しについては、このとおりに進めていくということで、御了解いただいたというふうに進めてまいります。ありがとうございました。

それでは、議題2につきましては終了いたします。

(3) 包括的な支援体制づくりについて

○委員長 引き続きまして、議題の3、包括的な支援体制づくりについてに移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題3、包括的な支援体制づくりについてということで、事務局から説明させていただきます。

会議資料の6ページを御覧いただけたらと思います。

包括的な支援体制づくりは、改正社会福祉法で「地域住民の暮らしに関わる個々の地域生活課題に対する包括的な支援体制の整備に努める」と示されており、地域福祉計画に包括的な支援体制の整備に関することを盛り込むようされております。

白井市においても、近年の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制づくりが必要となってきたことから、第2次地域福祉計画の一部見直しに伴い、包括的な支援体制づくりに関する施策を明記するとともに、実施計画である「地域に

福祉に関する施策」にかかる主な取組について事業実施に向けた検討を行いたいと考えております。

市として、包括的な支援体制づくりを進めるに当たり、地域で活躍されておられる委員の皆様や、市民の皆様の御意見を頂いた上で方向性を決めたく、本日、議題とさせていただいているところでございます。

本件につきましても、事前に委員の皆様から御意見を頂戴しております。

追加資料2を御覧いただきたいと思っております。

議題3は、下の内容になっております。こちらで御紹介してまいります。

包括的な支援体制づくりでは「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」をセットで行うことを想定する必要がある。

「断らない相談支援」では、属性や年齢を問わずに相談を受け止め、関係機関との協働を進めること、「参加支援」は就労、学習など、多様な形の社会参加を促すこと、「地域づくり」は交流や参加の機会を増やすことなどをどのように具体化していくかを考えておくことが必要。

その際、ソーシャルワーカーの活用が重要で、専門性のある職員が活躍できる仕組みをつくっていくことも必要ではないかという御意見をいただいております。

また「断らない相談支援」や、本人を中心として「伴走」する意識はとてもいいと思う。

また、資料に書かれていることの体制づくりが必要ではないか。

取組例を参考に、しっかりと組み立てて取り組んでいきたいというお声もいただいております。

また、民生委員・児童委員の活動に際し、高齢者についての事例報告は話題に上がるが、子供に関する事柄、障害、困窮、虐待などの実態報告が上がってこない。

市内に地域包括支援センターが3か所設置されており、併用する形で子育て支援に関する窓口と人材を置いて、気軽に相談支援に当たる（仮称）子ども子育て支援センターなどが良いのではないかというような御意見をいただいております。

委員の皆様から頂いた御意見や取組例を参考に、市で検討させていただき、令和4年度から令和7年度までの実施計画案を策定したいと思っております。

以上、議題3について、事務局から皆さんの御意見の御紹介を踏まえ説明させていただきました。

○委員長 議題3、包括的な支援体制づくりにつきまして、事務局から説明がありました。

質問、確認、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

何なりと御意見頂きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員 頂いただいた御意見を参考にやっていただくように。

こちらに御意見頂いたのは全て賛成で、こういったことを大事にしてやっていけたら

と思うのですが、先ほどちらっとお話にも出てきましたように、ヤングケアラーの問題が最近取り上げられるようになってきていますので、その辺を子育て支援センターと協力して見ていけるような支援体制ができていったら、さらに良いのではないかと。その辺を私も世代的にすごく気になるところなので、これを入れていっていただけるのは、すごく良いことだと思います。

○委員長 事務局のほうから。

○事務局 御意見頂きましたヤングケアラーについて、先ほど説明しました諸問題につきまして、やはり地域の福祉ということでございますので、五つの柱の部分、子育て支援もそこに含まれておりますので、いただいた御意見等も各課等と共有させていただきまして、進めてまいりたいと思います。

○委員長 ほかに御意見、何なりとお願いしたいと思います。

まだ予定された時間はたっぷりありますので、よろしく願いいたします。

○委員 地域に関わる地区担当職員というところで、ここで包括支援センターが3か所あるので、(仮称) 子ども子育て支援センターというのをつくっていくということなのですけれども。現在は、社会福祉にかかる学校単位での担当職員がまだ配置されていないという現状だとお聞きしましたけれども、子育て世代包括支援センターの担当職員というのは、社会福祉協議会の担当職員なのか、市の包括支援センターは、まだはっきり分からないのですけれども、その職員なのか、お聞かせいただきたいと。今現在、担当職員がいない中で、職員を入れるのかというのを聞きたいと思います。

○委員長 その辺は、いかがですか。事務局のほう。

○事務局 少し整理させていただいて回答させていただきたいと思います。

今、御質問の最初のほうにありました委員からの意見にありました(仮称) 子育て包括支援センターについて、市では、令和3年1月に子育て世代包括支援センターを白井市の保健福祉センター3階に1か所設置し、今年度はコーディネーターを置いて取組を進めているところでございます。

委員の御意見は事前に伺っておりましたので、担当課のほうに報告したところ、正式な回答ではないのですけれども、担当としては、まずは中央に1か所置いて取組をスタートしたところでございますので、そういった御意見も踏まえ、3か所に置くという方法も御意見の一つと受け止めさせていただいて、今後検討していくという話を、担当者レベル間で話をしたところでございます。

次に、委員のほうでおっしゃられている地域福祉の担当職員を小学校区別に配置していくという件についてなのですけれども、こちらについては、計画策定時に、社会福祉課等の職員を小学校区単位で配置するという想定があり、評価項目として、昨年も31年度の評価を行っていただいているところでございます。

こちらにつきましては、時代のニーズに流れてきているわけではないのですけれども、

実際には、社会福祉協議会には小学校区単位での担当の方がおります。また、高齢者福祉課の地域包括支援センターにも地区担当の職員がそれぞれおります。それに加えて、地域福祉部門で設置するかというところでは、現状では、そういった形で設置するというまでには至っていない状況でございます。

どちらかといえば、民生委員・児童委員さんであったり、自治会関係者の皆様だったりとの連携であったり、そういったところで、ちょっと事例があるのだけれどもという形で社会福祉課として受け止めたものを、子育て支援課であったり、高齢者福祉課であったりというところにつなぐ役割が重要視されているのかなと思っておりますので、引き続き検討してまいりたいとは考えておりますが、どのような形で小学校区単位で入っていくか、それとも、子育て世代包括支援センターと同じように中央に置いて動くかというところについては、今後、検討してまいりたいと考えております。

○委員長 どうぞ。

○委員 平成31年、これは古いのですよね。第2次福祉計画事業の評価のところで質問させてもらったのですけれども、福祉関係のところ、地域に関わる担当職員の配置というのと同じで、再び掲げると書いてありますけれども、それがB評価になっていたのも、これは目標に掲げているものだと思うので、その目標が達成できるように、気軽に相談できる子ども子育て支援センターには担当職員を置くべきではないのかなと思っています。意見です。

○委員長 事務局のほうから。

○事務局 御意見ということで承らせていただいて、評価指標になっておりますので、先ほど申し上げたように、どのように捉えて活動していくかというところについては、もともと課題となっておりますので、引き続き検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

○委員長 ほかに御意見がありましたら、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。委員、よろしいですか。ほかに。せっかくだから。

○委員 私、前にアンケートか何かの資料を頂いて、ここに見当たらないのですけれども、自分ができること、見回りぐらいはできるよとか、買い物の手伝いはできるよとか、そういう市でとったアンケートがあったみたいなのです。

皆さん、地域で困り事があったときは、見守りだけではなく、お買い物とか、ごみ出しとか、そういうお手伝いはできますというのが、結構多かったような気がするのです。

逆に、どんな支援をしてもらいたいのかという、支援してほしい内容は、別にないというのがすごく多くて、お手伝いしたいという人とやってもらいたいという人と、正反対の結果が出て。でも、結構困り事の多くなっている人は多いのです。ごみ出すのがすごく大変になっているとか、そういうのが多くなっているのだけれども、世話になりたくないみたいな、そういう人がすごく多いので、何かその辺のつなげ方みたいなものが、うまくで

できればいいというふうには。何かのアンケートで市がとったのです。その結果がそうだったので。

やりたいという人はどんどん登録してもらって、その輪に入れていくようにして、3月に社会福祉協議会が食糧支援などもやったときに大変だったらしいのですが、仕分けしたりとかが結構大変なので、私も「持ってけ市」みたいなところのボランティアをしているのですが、結構仕分けするのが大変だったりとか。いろいろなお手伝いの仕方があると思うので、やりたいという人を「やりたい登録」みたいな、「やってほしい登録」みたいな、もうあると思うのですが、そういうのがあるといいなと思いました。

○委員長 ほかに御意見頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。何でも結構ですので、お願いしたいと思います。

社会福祉法の改正では、要するに「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」というこの三つをうたっているわけです。

従来の問題があって、高齢者の問題、あるいは障害者の問題、子供の問題というふうに福祉は縦でやってきたわけです。その弊害がいっぱい出てきたわけです。それを横つなぎといいますか、地域で物事を考えていこうというわけです。そうしたときに一番重要なのは、役所などの総合相談窓口なのです。総合相談窓口、いわゆるワンストップでサービスを提供しようという。だから、まず、そこが機能しないと動かないわけです。

まず様々な生活課題を抱える住民が、そこに相談に行けば何とか相談に乗ってくれる。幾つも場所を移動しなくても、そこに相談すれば、相談に乗って解決につなげてくれるという、そういう窓口をまずつくりましょうということが今回の狙いなのです。

そこでは断らないのです。断っては駄目なのです。そこで問題解決をしていかなければいけない。だから、それが総合相談窓口で、断らない、ワンストップサービスを提供するのだという窓口をつくるということです。

そうすると、住民の参加、役所だけでは進まないわけで、先ほど委員がおっしゃったように、いろいろなボランティアの人だとか、あるいはNPOだとか、民生委員だとか、そういう人たちも一緒になって、老人クラブ、学校、それから自治会、いわゆる地域住民、商店街含めて一緒にそういう支え合いのプロジェクトをつくっていく。やりたい人は、恐らく何らか関わりたいという人は、いっぱいいらっしゃるはずなのです。そういうものを一つずつコーディネートしていくということです。

それから、もう一つは、専門機関があるわけです。介護保険の事業所だとか、あるいは病院だとか、あるいは施設というような関係機関のネットワークをつくっていく。それがうまく機能するようにつなげていけば、総合相談窓口がうまくつながって機能していくということになれば、非常に素晴らしい地域づくりが出来上がるということになると思います。

ですから、バラバラに考えるのではなくて「断らない相談支援」「住民参加」「地域づく

り」というのは、一体となつてつくり上げていくものだ。その窓口が、総合相談窓口なのだと考えていけば、スムーズに捉えられるのではないかと思うのです。

今度は、やはり先ほど申し上げたように、ヤングケアラーの問題もありますし、それから認知症の人への支援とか、そういうようなことが絶対に必要になってくると思うのです。

この間、テレビを見ていましたら、突然、認知症が悪化していくのです。今は大丈夫だと思つていても、私なんか記憶が曖昧になったりするのですけれども、危険な兆候と言いますか。もうしばらくすると、駄目になるという危険性もあるわけで。そうしたときに、早い段階で様々な支援を、いわゆる任意後見だとか、あるいは後見制度、成年後見制度などに乗っかっていけるような、そういう準備をしておかないと大変なことになると思うのです。

昨日でしたか、テレビを見ていましたら、そういうお話をしていましたけれども、要するに住宅が売れないのです。自分が住んでいる住宅で認知症になってしまつて、そうすると契約ができないですから、任意後見、それから後見制度も制度としてあるけれども、機能しないわけです。そうすると、自分の介護費用をどこで賄うか。今住んでいるうちを売って賄っていきたいと思つていたのだけれども、それは不可能に近いんだ。だから、不動産業も、業者の人もそれで困っているというようなことを言っていました。だから、大変な問題がこれからいろいろなところで起こってくる危険性があるということです。

それから、自殺の問題も含めまして、いわゆる出ていくようなサービスです。相談を待っているのではなくて、出かけていくというような、これから必要性が出てくると思うのです。これから私どもの問題というのは、たくさん起こってきます。

私たちが、ちょっと余談ですけども、米本団地や常盤平の団地で起こつていまして、警察署で話をしましたが、必ずしも団地で起こっている問題だけではないのです。一般の一戸建ての住宅でも起こり得るのです。だから、早く見つけてサービスにつなげていくとか、腐乱死体になって放っておかれるというのは、やはり大変なことです。そういう対策ということも含めて出かけていって、どういう状態なのかということキャッチする、情報をキャッチする、そしてサービスにつなげるということが必要になってくるのです。

だから、それは民生委員だけではなくて、地域の町内会も含めて協働していく、絆のプロジェクトというようなものをつくっていく必要があるのかなと思います。

だから、いろいろな問題が地域の中に潜んでいるのだと思うのです。だけど、そういう声が出てこない、上がってこない。だから、待っているというだけでは、問題解決はしないということです。

というふうに思いますので、皆さん方、どうぞ御意見を言つていただいて、行政もそれを受けて、計画に盛り込んでいくというようにできたら一番いいのかなと思います。

○委員 他の委員からも、いろいろな意見を出していただきましたけれども、社協も白井市と、地域の支える側と支えられる側、その辺も、地域協定社会にできるような環境づくりを目指して社協としてもやっていきたいと思っております。委員の意見も本当にごもつともで、これからも頑張っていきたいと思えます。皆様にも御協力のほど。

○委員長 どうぞ。

○委員 私の経験なのですけれども、散歩をしていて、ポストに新聞が二日か三日たまっているうちは、絶対にピンポンをするのです。具合悪くて倒れていた人を2人見つけました。

新聞をとっている人であれば見つけやすいのです。意外と、散歩しながらでも、ちょっと勇気を持ってピンポンをする。無事だったら、よかったですねって。具合が悪くて新聞が取れなかったのですかみたいな話になるのだけれども。本当に倒れていて、ドアも開かなくて、救急車を呼んで、レスキュー隊を呼んでというところもあったのです。

そういう新聞という合図があるお宅はいいのですが、新聞をとらない人が今すごく多くなっていますし、町会の回覧板も、町会に入らないと行って回覧板も回らないお宅が多くなっていて、それで独り暮らしの高齢者で、そうすると、何かのうまいシステムで無事を確認するような。昔、市川市では、ヤクルトを独り暮らしの高齢者に配っていました。そうすると、ヤクルトを飲みたくないという人は、近所のお子さんにあげればいから、とにかくヤクルトがたまっていないというのが一つのチェックになって、これはお金のかかることなので、何かうまい方法があればいいと私は思います。

あと、7ページの(3)地域づくり事業のところ、各法に基づく相談支援というのがあって、介護、障害、子ども、困窮とあるのですけれども、生活困窮者の共助の基盤づくりの事業というので、私は、生活困窮者と先ほど言いました、ごみ出しとか、そういうものの困っている人だけではなくて、金銭的にも困っている人がいると思うのです。

だから、ここは共助の基盤ではなくて、共助もいいのですけれども、そこに公助も入れてもらったほうが、こういう窓口があるなど、そこに気づく人がいればいいのですけれども、公助が置いてあれば、みんなもちよっと安心するのかなと思います。

○委員長 事務局のほうはどうですか。7ページの取組例の少し上です。困窮のところ、生活困窮者の共助の基盤づくりではなくて、公助も入れてはどうかという御意見なのですけれども。

○事務局 こちらの資料につきましては、法律に基づく事業という形になっているので、市が考えているということではなく、こういったメニューという形で法律で全部定められているものがありますということです。市がどうするというのではなく、法律でこういった項目があるという例という形で示させていただいております。

○委員 法律で言っているけれども、今、菅首相がコロナで、生活保護は権利ですと言い始めましたよね。あれは、別に法律にのっとったわけではなくて、菅首相の個人的な意見

だと思うのですけれども。生活保護を受けなさいとは、ここに書かなくてもいいと思うのですけれども、公助というのを入れるか入れないか、国の方針だからではなくて、これは市の計画ですよね。これは市の何とか計画だから、それに合わせて、市はそこに文言を入れてもおかしくないと思うのです。国だからやらないではなくて、市はやるというふうに。

○委員長 事務局のほう。

○事務局 生活困窮者の支援の関係をさせていただきますと、市で生活困窮者の対策をしていないということではなくて、もちろん市も当然取組を行っていて、生活困窮者の窓口として、くらしと仕事のサポートセンターというのが設置されています。ここについては、金銭的なお困り事に限らず、生活上のお困り事について相談支援を行う場所として設置しているところです。

今回、コロナの関係というわけではないにしても、この1年間、相談件数も増えていきますし、それに対応する機会も非常に多くなってきています。

ですので、やらないとかそういうことではなくて、市としても当然取組を行っているし、これから、もっと支援の仕方というの、いろいろと考えていかないといけないと思っているのです。

どうしても、このセンターの周知は、市としても一生懸命やっているのです。広報でも、去年に3回広報を出しているし、くらしと仕事のサポートセンターに何かあれば紹介するように伝えてくださいと。そこと今、社会福祉協議会と連携しながら、家計管理がうまくいかない人の支援をしていたりとか、いろいろなサポートをしているのです。

ただ、それが表面的に知らされていないというか。自分たちからすると、ちょっと残念ではあるのですけれども。その部分をもっと何かうまく機能させていきたいというのは、私、個人的な思いもあるのですが、あるのです。

そこで支援していった中で、就労の支援のほうもやっていますし、そこでどうしても、頑張っても自立に至らない人については、当然、生活保護という制度がありますから、そちらにつながりような形にもなるし、就労でうまくいけば、頑張って自立していってもらおうと。自立したら終わりではないのです。そのセンターでは、自立した後に、その後どうですかと声かけもしているのです。

そういうところをもっとうまく周知したいところもあるので、ぜひ皆さんも、こういうところで、こういうことを知ったということであれば、何かしらあれば、困っている人がいたら、市役所の中にくらしと仕事のサポートセンターというのがあるのだよというのを一言言ってもらえれば、すごくもっとうまく回る場所もあるのかなと思っているところもあります。

当然、困っている、例えば相談の中で、潜在的な障害がある方とかも中にはいらっしゃいますので、そういうところがあれば、そういうところにつないでみたりとか、いろいろな関係機関につながりを持っていきますので、その辺を紹介しつつ、うまくいけたらいいな

というのは。深く話してしまって申し訳ないのですけれども、そういうことがあるのだということを知っていただければと思います。それを計画にうまく落とせばいいのかなと思っていますので、御理解いただければと思います。

○委員 やっぱり共助だけ強調されると、あれ、公助ないのかなみたいな。公助があれば、公助はどんなものと聞かれると思うのです。そうしたら、くらしと仕事のサポートセンターがありますよとお話ができると思うので。もののきっかけだと思うのです。計画の中で。白井市がやろうとしていることをここに載せるだけでいいのかなと思います。

○委員長 いわゆる各法律に基づいた事業は、とにかくやるのです。公助はとにかくやる。だから、生活保護法、それから生活困窮者の自立支援法は、やらないといけないと、法に基づいてやっているわけですから。

そうすると、それらを支える、それだけでは足りない、法律で決められたことだけではなくて、自立を支えるという共助、そういうものの基盤をつくりましょうということ、この地域づくり事業というのは。この部分が。だから、そういうふうに御理解いただければ、スムーズにいくのではないかと思います。だから、公助はやらなければいけない。

○事務局 それは(3)なのです。(1)(2)(3)と来ているので、(1)が公助。(3)は、あくまでも共助の部分でどういうことなのかという話なので、(3)だけを見て公助をやったという話ではないのです。

○委員長 公助はやらなければいけない。

○事務局 なので、やっていないということではなく、(1)(2)(3)の(3)番目ということで見ていただければ、納得していただけるのではと。

○委員長 後でも、いいのですけれども、ちょっと進めたいと思います。

ほかに御意見がありましたらお願いしたいと思います。

○委員 皆さんの今いろいろな意見をお聞きして、なるほどと理解できる場所があります。今までは、どちらかという、若い方たちの生活基準、そういうものが今、質問に色々出ていました。

追加資料の1番の右側に、2番で高齢者福祉という文言があると思います。それについて、もう少し具体的に、事務局のほうから御説明いただければと思うのですが。皆さんの地域で、もし、先ほど他の委員がおっしゃったように、新聞が取ってなければ気がついたとか、ヤクルトを配っているのがなかったら気がついたとか、そういうことは非常に大切なことだと思いますが、今、私が住んでいる大山口は、高齢者がもう20%ぐらい。多いのです。一人世帯、空き家、そういうことがだんだん増えてきています。そういうところが各皆さんの地域にだんだん増えているのではないかと思います。そういうものについて、どのようなお考えなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長 事務局。

○事務局 事務局のほうから説明をさせていただきます。

追加資料1で、今、委員がおっしゃったところというのが、基本方針の2番、高齢者福祉の部門のところでの御質問だったかと思うのですけれども。冒頭にちょっと説明させていただいたのですが、追加資料で脇に書いてありますとおり、この地域福祉計画は、全てのものが社会福祉課、私どものほうの所管しているものではなく、健康づくりであれば健康課が主体となって、附属機関、健康づくり推進協議会というところで審議しているという形で、個々には分かれて審議しているところでございます。

2番目の高齢者福祉につきましても、先般第8期白井市高齢者福祉計画、白井市介護保険事業計画（令和3年から令和5年まで、3年間ごとに更新）を高齢者福祉課のほうを中心となりまして策定しており、この中に、先ほどおっしゃられた見守りのネットワークであったり、そういった取組が含まれています。こちらも地域福祉計画の個別計画、実施計画という形になりますので、計画に位置づいている介護保険運営協議会などの委員さんが、取組の進捗管理等も一緒に行いながら、市民の皆様と一緒に進めていく計画となっております。こちらのほうで進めているということによろしかったでしょうか。

○委員 はい。

○事務局 以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

今日は、第1回ということでしたので、顔合わせと意見交換ということでしたけれども、もし、後でお気づきの点がありましたら、事務局のほうへ連絡を頂いて、メール等か、あるいは手紙等でお問い合わせしたいと思います。

それでは、事務局のほうで何かありましたら、お願いしたいと思います。

○事務局 今、事務局より、その他ということで、次回のスケジュール等について簡単に御説明させていただきます。

先ほど議題の中で少し触れさせていただきましたので、簡単に説明いたします。次回の第2回の会議につきましては、11月頃を予定しているところでございます。議題は、計画の一部見直しの案と、その実施計画、具体的な実施計画の地域福祉に関する施策に係る主な取組案というところを令和2年度の取組の評価を踏まえて、御審議をお願いしたいという形とっておりますが、後日、日程の調整を皆様のほうに、また御相談させていただきたいと思っておりますので、御了解くださいますようよろしくお願いいたします。

事務局としましては、以上になります。

○委員長 どうぞ。

○委員 この計画というのは、いつまでたっても計画なのですか。死んじやいそうな感じがするのですけれども。ずっとこのままやっていくのかと。いつか決まるのですか。

○委員長 計画は、ずっと計画なのです。

○委員 ずっと計画なのですか。

○委員長 はい。いわゆる計画をバージョンアップしていくと。

○委員 ずっとそのまま続いていくということ。

○委員長 だから、何年までの計画と。また、それが終わると何年までの計画と。従来、福祉というものは、計画がなく進んできたのです。介護保険のあたりから、ゴールドプランのあたりです。計画的に進めようということで、計画、計画と言い出して。そうすると、市町村の役割が非常に重要になってきたという経緯があるのです。

○委員 例えば、災害のときの避難の場所とか、前のときに話をしたのですけれども、あれも決まらないまま、ずっと変わっていくのですか。

○委員長 だから、そういうことが出てくれば、そこは先ほどのように追加していくということになると思います。

○委員 死んじゃいますよね。

○委員長 だから、例えば介護保険計画というのは、もう時間が決まっているわけで、その間に何をやるかということになるわけです。

○事務局 計画の全体像というのは、今、委員長がおっしゃったとおりで、計画は確かにずっと続いていくもので、その都度、時代に合ったものをつくり上げていく、目指すところをつくっていくという形になるのです。

今、委員がおっしゃっていただいた件は、去年確かやりましたよね。行動避難計画というような話。これについては、市役所の部署で言いますと、危機管理課というところで、防災に関する計画が出来上がったところになっていまして。新たな計画が出来上がったものに基づいて、今度、福祉の分野で、避難所をどうやって立ち上げるかとかそういうところも今、準備というか、そこをより具体的に指針に基づいて行動しようというところで今、準備しているところになっています。

ですので、福祉避難所的な話になってくるのかなと思うのですが、そういう部分についても、今、具体的なところをどう準備していくかというのを当然、いつ災害が来るかわかりませんので、遠い先ではなくて、担当課で具体的に、どういう形の流れをつくるか、マニュアル的なものから着手しようかとか、そういう細かい話になってしまって申し訳ないのですけれども、そういうところを今、ちゃんと着手しているところになるので。その部分については、また、この場になるのかは分からないのですけれども、いずれ近いうち、お示しできるのかなとは思っています。

ちょっと具体的な話になってしまったのであれなのですが、計画自体は、おっしゃるとおり、それぞれ今まで健康、高齢者、障害、子育て、生活困窮者、それぞれが独立した計画を法律に基づいてつくっていたものを今、市では、地域福祉計画というものを1本、その福祉の部分の中心となる計画というものを今回つくって、横串になるようなものとして考えているものになります。

今まで、この窓口に行ったら、そこで話は終わりではなくて、それぞれがちゃんと連携して、支援の仕方の共有であったりとか、そういうものは今、努めて対応しています。

ただ、どうしても福祉の分野になると、相談窓口が非常に細かく多く分かれているというのがあるので、その辺がもうちょっとうまく整理できたらいいなというのは、個人的な思いでもあるのですけれども、そういうところでは、ちょっと感じているところではあるので、何とかできるように努めていきたいと思っています。

○委員 分かりました。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 何となく、よろしいような。

○委員長 ですから、この場で、時間が限りがありますけれども、できるだけ意見を言っただけであれば、何らかの形で実現される可能性があるということなのです。

○委員 でも、例えば避難所とかいうのは、決まっていなかつたものではないものですよ。今回、いろいろ意見が出て、もっといい意見はないかと出して、それをまた議題にかけて、もっといい意見はないかと、どんどん、どんどん先に送られているような気がして。

○委員 決定したものが無い。

○委員長 実現されていかないということが問題だということなのですね。

○委員 だから、そのうち死んでしまうのではないかと。

○委員長 だから、そうならないように行政のほうでも頑張っていたきたいと。

先ほど、市長がいらっしゃっていましたが、市長にそのことを伝えていただきたい。こういう会議の議事録も含めて、つながっていくのだらうと思います。ですから、できるだけ意見を言っただけでいいと思います。実現するまで。

ほかによろしいですか。

それでは、これをもちまして、令和3年度第1回目の地域福祉計画策定委員会を閉じさせていただきます。

どうも御苦労さまでした。

IV 閉会